

平成23年5月26日
文部科学省
高等教育局長決定

大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議 の設置について

1. 目的

各大学が使命（ミッション）を明確化していく中で、それぞれの有する教育情報を適切に把握・分析し、その教育の質の向上に活用していくことが課題となっている。

また、学校教育法施行規則の改正により、平成23年度から、大学が公表すべき教育情報が法令上明確となっており、各大学では、それぞれが重視する役割・機能や教育研究活動等の情報を、社会に分かりやすく発信することが課題となっている。

こうした教育情報の活用と公表に関しては、既に、各大学や大学団体において様々な工夫がなされているところであり、そうした状況を踏まえつつ、また、国際的な動向にも留意しながら、今後の教育情報の活用支援と発信の在り方について検討を行う。

2. 調査審議事項

- ・教育情報の活用や公表に関する国内外の状況と課題
- ・我が国における教育情報の活用と公表の促進の方策

3. 会議の構成

- ・会議は、委員及び特別委員により構成し、別紙のとおりとする。
- ・特別委員は、大学団体からの推薦によるものとし、必要に応じて代理者の出席を可能とする。
- ・なお、必要に応じて、別紙以外の者を追加することができるものとする。

4. 委嘱期間

- ・本会議の任期は、設置の日から平成24年3月31日までとする。

5. その他

- ・この会議に関する庶務は、高等教育局高等教育企画課が処理する。
- ・その他の会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議

【委員】

- 井上 洋 (日本経済団体連合会社会広報本部長)
- 岡本 和夫 (独立行政法人大学評価・学位授与機構理事)
- 金子 元久 (独立行政法人国立大学財務・経営センター教授 研究部長)
- ◎鈴木 典比古 (国際基督教大学長、大学基準協会副会長)
- 関根 秀和 (大阪女学院短期大学理事長・学長、短期大学基準協会副理事長)
- 高倉 翔 (日本高等教育評価機構副理事長)
- 中西 茂 (読売新聞北海道支社論説委員兼編集委員)
- 早田 幸政 (大阪大学大学教育実践センター教授)
- 福原 美三 (明治大学研究・知財戦略機構)
- 水上 貴央 (弁護士)
- 宗像 敏夫 (都立砂川高等学校長、全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長)
- 渡辺 善子 (日本アイ・ビー・エム株式会社常勤監査役)

【特別委員】

- 浅田 尚紀 (広島市立大学長)
- 圓月 勝博 (同志社大学文学部教授)
- 小田 一幸 (東京造形大学理事長)
- 佐久間勝彦 (千葉経済大学短期大学部理事長・学長)
- 村上 哲也 (大月短期大学長)
- 山田 信博 (筑波大学長)

◎座長、○副座長

(18名)

審 議 経 過

◆大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議

平成23年 6月17日（金） 第1回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

【意見発表】

「米国における大学の情報公表」

（同志社大学社会学部教授 山田礼子氏）

「高等教育機関におけるオープンエデュケーションの内外動向」

（福原委員）

（2）その他

平成23年 6月27日（月） 第2回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

【意見発表】

「広島市立大学における教育情報公表の取り組み」

（浅田委員）

「筑波大学における教育情報の公表」

（山田委員）

（2）その他

平成23年 7月 6日（水） 第3回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

【意見発表】

「韓国における大学の情報公表」

（大学評価・学位授与機構特別研究員 金性希氏）

（2）その他

平成23年 7月21日（木） 第4回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

（2）その他

平成23年 8月 5日（金） 第5回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

（2）その他

参考資料 1

(1) 教育情報の公表に関する経緯

- 平成11年、大学設置基準に「情報の積極的な提供」を規定。あわせて、自己点検・評価の公表義務を規定。
第2条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。
- 平成16年、学校教育法の改正で、自己点検評価の公表を法律レベルで規定。
第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 平成17年、文部科学省の通知で、公表が求められる情報の項目を例示。
「例えば、当該大学の設置の趣旨や特色、開設科目のシラバス等の教育内容・方法、教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報、当該大学に係る各種の評価結果等に関する情報並びに学生の卒業後の進路や受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報等の一層積極的な提供を行っていただきますようお願いいたします。」
- 平成19年、大学院設置基準に、人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定。
(平成20年、大学設置基準でも同様の内容を規定)
第2条の2 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。
第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 平成19年、学校教育法の改正で、「教育研究活動の状況の公表」を法律レベルで規定。
第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。
- 平成23年、学校教育法の施行規則を改正し、各大学が公表すべき教育情報を明確化。

(2) 教育情報の公表の項目

すべての大学を対象とする教育情報 (学校教育法施行規則を改正)	グローバルな発信の観点から発信が期待される項目例 (大学分科会が作成)
<p>1. すべての大学で公表すべき事項</p> <p>(1) 教育研究上の目的(学部・学科・課程等ごと)</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織(学部、学科、課程等の名称)</p> <p>(3) 教員組織、教員数(男女別・職別)、教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業生数、卒業後の進路(進学者数、就職者数、主な就職分野等)</p> <p>(5) 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準、卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地、校舎等の施設・設備その他の教育研究環境 (キャンパス概要、運動施設の概要、課外活動の状況とそのため の施設、休憩を行う環境、主な交通手段等)</p> <p>(8) 授業料、入学金その他の費用徴収、寄宿舍・学生寮等の費用、施設 利用料等</p> <p>(9) 学生の学修、進路選択、心身の健康等の支援(留学生支援や障害者 支援等の様々な学生支援を含む)</p> <p>2. 公表に努めるべき事項</p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系(どのようなカリ キュラムに基づき、どのような知識能力を身に付けるか)</p>	<p>○外国人教員数、研究成果の生産性や水準(論文数・論文被引用数等)</p> <p>○教員当たり学生数(フルタイムとパートタイム教員)</p> <p>○各授業の平均学生在籍数</p> <p>○学生の卒業率、学位授与件数</p> <p>○ナンパリングとシラバス(学内で共通化)</p> <p>○インターンシップの機会</p> <p>○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>○学生交流や単位互換、ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>○単位認定、学位認定、成績評価の基準(大学としての統一方針)</p> <p>○留学生への支援の状況(留学生の学位取得状況、卒業後の就職状況)</p> <p>○明確な方針に基づく教育課程とその水準</p> <p>・修得すべき知識・能力の明確化と、それを体系的に修得できる教育課程</p>

(3) 文部科学大臣政務官通知（平成22年6月16日付）

文部科学大臣政務官
高井 美穂

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則の改正の概要と留意点

(1) 大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第172条の2第1項関係）

① 大学の教育研究上の目的に関する事。（第1号関係）

これは、大学設置基準第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

② 教育研究上の基本組織に関する事。（第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容を確認できるという点に留意すること。

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。（第4号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。